

平成30年度 認定こども園1号認定（教育標準時間）利用者負担額

| 階層区分 |                                  | 米子市における<br>利用者負担額<br>(月額) |
|------|----------------------------------|---------------------------|
| A    | 生活保護世帯                           | 0円                        |
| B1   | 市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯で<br>母子世帯等    | 0円                        |
| B2   | 市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯で<br>上記以外の世帯  | 3,000円                    |
| C1   | 市民税所得割額が77,100円以下の世帯で<br>母子世帯等   | 3,000円                    |
| C2   | 市民税所得割額が77,100円以下の世帯で<br>上記以外の世帯 | 10,100円                   |
| D1   | 市民税所得割額が211,200円以下の世帯            | 19,500円                   |
| D2   | 市民税所得割額が211,201円以上の世帯            | 24,500円                   |

- 市民税所得割額を計算する場合には、税額控除のうち調整控除は適用されませんが、住宅借入金等特別控除等の控除は適用されません。
- 婚姻歴のないひとり親世帯については、申請に基づき税法上の寡婦(夫)控除をみなし適用して、市民税所得割額を計算します。
- 認定こども園等を利用しているお子さんが同一世帯に2人以上の場合は、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- B2階層及びC1階層に属する世帯において、同一世帯の第2子のお子さんに係る利用者負担額は無料となります
- C2階層に属する世帯において、同一世帯の第2子のお子さんに係る利用者負担額は半額となります。また、最年長の第1子のお子さんと同時に在園している場合に限り、第2子のお子さんの利用者負担額が無料となります。
- 同一世帯の第3子以降のお子さんに係る利用者負担額は無料となります。